

## 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト 【カラオケを伴う飲食店】

事業活動を行うにあたり、本チェックリストおよび各業界団体が策定するガイドラインの取り組みの遵守をお願いします。

### 感染防止の基本

密閉の回避 → 適切な換気

密集の回避 → 利用者数の制限

密接の回避 → 人と人との距離を十分に確保

※ 利用者数は室内定員の50%が目安

**マスクの着用！**

- 入店時
- 発熱、風邪症状がある場合や感染の疑いがある場合は入店をお断りさせていただき、店舗入口などで周知
  - 店内では常時マスク着用を要請
  - 家族等の利用者ごとに連絡先の名簿を作成（氏名、入店時間、連絡先）
  - 店舗入口等に消毒用アルコール等を用意し、確実な手指消毒を実施
  - 利用者同士の距離を十分に確保することが重要であることを説明
- 室内への案内時
- 利用者が室内定員の50%を超える場合は入店を制限
  - グループ間はテーブルをパーテーション等で区切るか、2m（最低1m）以上の間隔を確保
  - 横並びで座るなど配置を工夫し、2m（最低1m）以上の間隔を確保
  - カウンターはパーテーションなどで区切るか、密接しないよう2m（最低1m）以上の間隔を確保
- サービス提供時
- 利用者と従業員の距離を2m（最低1m）以上確保し、正面に立たないように注意し、マスクを着用して会話
  - 共用マイクの場合は、歌唱ごとに消毒を実施
  - デュエット、ダンスなどの密接する場面や掛け声や大声と一緒に歌う行為の自粛
- 会計時
- 電子マネーの導入や現金・カードは手渡しせず、コイントレイを利用
  - レジにアクリル板等の仕切りを設置
  - 会計の都度、手指消毒
- 利用後
- 室内清掃時は必ずドアを開放し換気を実施
  - マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒

## 従業員の安全衛生管理

- 従業員の緊急連絡先や健康状態を把握し、体調の悪い従業員の就業は禁止
- 従業員は必ず出勤前に検温
  - 発熱や風邪の症状がみられる場合は、必要に応じ医療機関や受診・相談センター（0776-20-0795）に相談
- マスク着用、手指消毒の徹底
- ロッカールームや控室の換気、消毒の徹底（客が使用する施設も同様）
- 休憩の際は可能な限り1人ずつ休憩し、休憩室などに多数の滞在を防ぐ

## 店舗の感染防止対策

- 歌唱する場所をあらかじめ特定（客席との距離を原則2m確保）し、その他の場所では歌唱しない
- 歌唱時にはマスクを着用するか、歌唱する場所と客席との間に飛沫が飛ばないよう仕切り（衝立やビニールカーテンなど）を設置
- 2方向の窓開放、換気扇などにより徹底した換気を実施
- 人が触れる個所は消毒用アルコールなどで定期的に清掃

### 〈消毒個所例〉

- |                                  |                               |                                  |                                  |
|----------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ドアノブ    | <input type="checkbox"/> マイク  | <input type="checkbox"/> リモコン    | <input type="checkbox"/> タブレット端末 |
| <input type="checkbox"/> カラオケ機器  | <input type="checkbox"/> テーブル | <input type="checkbox"/> 椅子の背もたれ | <input type="checkbox"/> 電気スイッチ  |
| <input type="checkbox"/> インターフォン | <input type="checkbox"/> 蛇口   | <input type="checkbox"/> 手すり     | <input type="checkbox"/> その他     |

- トイレの清掃等
  - ・不特定多数が触れる個所は、定期的に清掃、消毒
  - ・トイレのハンドドライヤー・共用タオルは使用を中止

## [その他]

- ・カラオケボックスは本チェックリストの対象外とするが、多人数（定員概ね20人以上）が利用できる部屋については対象とする。
- ・本チェックリスト、業界団体が作成したガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言」のステッカーを掲示
- ・実施していただく感染防止対策に必要な経費への助成を行っています。（中小企業等における感染拡大防止対策事業 一部自己負担あり）

※ 詳細はHPで (<https://www.fukui-kansentaisaku.jp/>)



## 【参考】

- 「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（R2.5.25）」  
（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会／一般社団法人カラオケ使用者連盟  
／一般社団法人全国カラオケ事業者協会）